

一般財団法人士別市体育協会定款

平成22年3月19日 北海道知事認可

目 次

- 第1章 総 則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条・第4条）
- 第3章 資産及び会計（第5条～第8条）
- 第4章 加盟団体（第9条～第11条）
- 第5章 評 議 員（第12条～第15条）
- 第6章 評議員会（第16条～第21条）
- 第7章 役 員（第22条～第30条）
- 第8章 理 事 会（第31条～第35条）
- 第9章 士別スポーツ少年団本部（第36条）
- 第10章 委 員 会（第37条～第38条）
- 第11章 保存基準（第39条）
- 第12章 定款の変更及び解散（第40条～第43条）
- 第13章 公告の方法（第44条）
- 附 則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、一般財団法人士別市体育協会と称する。

（事 務 所）

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道士別市に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 この法人は、士別市内のスポーツ団体を統轄するとともに、士別市のスポーツ振興に関する事業を行い、もって市民の体力の向上とスポーツ精神の普及に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種スポーツ大会の開催、スポーツ教室の開設及び市民スポーツの振興
- (2) 総合型地域スポーツクラブの普及
- (3) 競技力の向上及びスポーツ指導者の養成等の普及
- (4) スポーツに関する調査研究及び情報提供を行う等、市民スポーツの推進
- (5) スポーツ少年団の育成
- (6) スポーツ功労者等の表彰
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 国債及び定期預金等の基本財産については、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その一部を処分しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 加盟団体

(加盟団体)

第9条 この法人は、次のスポーツ団体を加盟団体とする。

- (1) 士別市におけるアマチュア・スポーツを各競技別に統轄する団体
- (2) 士別市におけるアマチュア・スポーツを総合的に統轄する団体

(加入・脱退)

第10条 加盟団体の加入及び脱退は、理事会の決議及び評議員会の承認を得て決定する。

(負担金等)

第11条 加盟団体は、毎事業年度、理事会の決議によって定める負担金等を納めなければならない。

2 加盟団体がこの法人に納めた負担金等は、脱退又は除名の場合においても返還しない。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員12名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名及び次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の2名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第6章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 この定款に定めるもののほか、評議員会運営の詳細にわたる必要事項は、別に規程で定める。

(権限)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 長期借入金の借入
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎年度4月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 残余財産の処分
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事録については、議長及び出席した評議員のうち議事録署名人に選出された2名が議事録に記名押印し作成する。

第7章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事11名以上13名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

(名誉顧問)

第29条 この法人に、1名の名誉顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は、理事会の議決により推挙し、会長が任命する。
- 3 名誉顧問は、会長の求めに応じ、この法人の重要案件にかかわる相談に応じることができる。
- 4 名誉顧問の報酬は無償とする。

(顧問)

第30条 この法人に、6名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決により推挙し、会長が任命する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ、この法人の事業全般にわたり参考意見を述べることができる。
- 4 顧問の報酬は無償とする。

第8章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

- 2 この定款に定めるもののほか理事会運営の詳細にわたる必要事項は別に規程で定める。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、出席した会長及び監事が、議事録に記名押印し作成する。

第9章 士別スポーツ少年団本部

第36条 この法人には、市内のスポーツ少年団によって構成する士別スポーツ少年団本部を置き、士別スポーツ少年団本部に関する規定は理事会において定める。

第10章 委員会

(常設の委員会)

第37条 この法人には、次の委員会を置く。

- (1) 本市の各競技選手の育成強化を図るとともに、広く競技力水準の向上を図ることを目的とした競技力向上委員会、12名以内
 - (2) 本市の各種スポーツの普及振興を図ることを目的とした普及委員会、12名以内
 - (3) 本法人の業務に関し総合調整を図ることを目的とした総務委員会、13名以内
- 2 各委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

(臨時の委員会)

第38条 この法人には、必要に応じ、臨時に委員会を置くことができる。

2 臨時の委員会に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 保存基準

(書類帳簿の備付け等)

第39条 この法人の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え、当該各号に定める期間これを保存しなければならない。

(1) 認可に関する書類	永	年
(2) 定款及びその変更に関する書類	永	年
(3) 登記に関する書類	永	年
(4) 役員名簿及び評議員名簿	永	年
(5) 理事会及び評議員会の議事録	永	年
(6) 監事の職務執行に関する書類	永	年
(7) 北海道庁及び士別市との往復文書	10	年
(8) その他必要な書類	10	年

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解 散)

第41条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(剰余金の分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17条に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 公告の方法

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の会長は、神田 英一とする。

4 この法人の理事は、次に掲げる者とする。

佐藤 元信（副会長）

大森 智（副会長）

佐々木文男（副会長）

上野 暉

氏家 洋一

生方 輝喜

太田 雄三

鈴木 繁幸

鷺見 謙一

喜多 伸光

山本 寛文

吉倉 司

5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。

石川 和則

梅田 誠

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

石川ひとみ

市村 慎二

伊藤 洋樹

大杉 育功

小野田 勝

斉藤 昇

佐々木博文

佐々木幹夫

玉置 準一

殿山 拓哉

中舘 圭司

沼田 健一

堀崎 栄

森 三千利

6 基本財産

財産の種別	財産の名称	財産取得価格
有価証券等	長期利付国債10年321回	10,000,000円
	長期利付国債10年239回	11,000,000円
	長期利付国債10年240回	10,000,000円
	長期利付国債10年248回	10,000,000円
	スーパー定期預金元金継続	3,215,000円
	合 計	44,215,000円